

産科医療保障制度

登録方法が変わりました



2026年3月より、妊婦さんご本人によるスマートフォンでの登録が原則となりました。当院の初診時にスタッフが登録方法をご案内します。

- ※ 2026年2月以前に登録済みの方は、特に手続きはいりません。
- ※ 原則として22週になる前に登録を行います。
- ※ スマートフォンをお持ちでない方、日本語での読み書きが難しい方は、個別に対応いたします。

妊娠初診から当院におかかりの方

- 初診時に、メール受信可能なスマートフォンをお持ちください。
- スタッフの説明のもと、その場でスマートフォン操作をお願いする場合があります。
- 登録完了画面を、病院の指定端末で撮影保存させていただく場合があります。

他院から転院していらっしゃる方

- 他院でスマートフォンによる手続きを行った方は、登録証画面の表示をお願いいたします。病院の指定端末で撮影保存させていただく場合があります。
- 分娩予定医療機関の変更手続きが必要となるため、その場でスマートフォンの操作をお願いする場合があります。

産科医療保障制度とは？

分娩に関連して重い脳性まひとなったお子さまとご家族の経済的負担を補償する制度です。

掛金は分娩費用に含まれており、当院では原則すべての妊婦さんにご加入いただいています。

制度の詳細はこちら(産科医療保障制度ホームページ)

<https://www.sanka-hp.jcqh.or.jp/>



～公立昭和病院 産婦人科～

